平成２５年（フ）第２１６６号
横浜市戸塚区上矢部町513番地３　アーバンスプラザイシワタ３―207号
債務者　佐藤　邦子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
大分県宇佐市四日市1581　マイハウス１―C、住民票上の住所大分県豊後高田市臼野4303番地
債務者　矢野　豊美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８９号
神奈川県藤沢市村岡東４丁目16番地の９コーポ村岡202
債務者　渡辺　亜希（旧姓升田）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０１号
横浜市西区赤門町２丁目19番地４　クレセントＹ202号
債務者　佐々木清香
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
静岡県湖西市梅田810番地
債務者　原田　正男
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
川崎市川崎区小川町12―13、住民票上の住所川崎市幸区下平間347番地６　ミキハウス303
債務者　藤田　　勉
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３８１２号
東京都練馬区桜台５丁目31―10　グリーンテラス桜台101
債務者　村野　陽菜
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６３号
東京都大田区池上３丁目５―17―108
債務者　高梨　雄一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２５７号
埼玉県戸田市笹目北町13番地の11
破産者　スギタ紙工株式会社
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
鹿児島県枕崎市若葉町107番地
破産者　株式会社日高
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５号
栃木県大田原市片府田1039番地１、住民票上の住所栃木県さくら市氏家1206番地67
破産者　鈴木　考昭
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第４５号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3967番地
破産者　株式会社市川ステッキ木工場
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第５４号
福島県白河市八百屋町16番地２、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字寺子乙2254番地１
破産者　市川　幸廣
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第７３号
栃木県矢板市豊田1953番地　関谷邑子方、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地
破産者　髙橋　鈴子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６６号
新潟県燕市白山町１丁目１番13号　田中荘５号、前住所新潟県燕市白山町１丁目１番12号
破産者　星野　京子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１６４０号
名古屋市中川区柳島町４丁目51番地
破産者　タイセイ加工有限会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４５号
愛知県日進市浅田町平子４番地1150
破産者　有限会社ワイアンドエイ
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５号
三重県三重郡朝日町大字柿1077番地１　コーポラス北斗Ⅰ―101
破産者　水谷とし子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
三重県四日市市城西町13番46号　プラチネＡ12
破産者　米倉　憲昭
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係